

市・県民税の主な税制改正について

令和6年度の市・県民税申告、令和5年分の確定申告から適用される主な税制改正についてお知らせします。

森林環境税の創設

森林環境税とは、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から制定された「森林環境税および森林環境譲与税に関する法律」により、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。1人あたり年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされており、その税収は、森林環境譲与税として市区町村や都道府県へ譲与されます。

なお、平成26年度より東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、均等割額に1人あたり年額1,000円(県民税500円・市民税500円)が加算されていますが、こちらは令和5年度で終了するため、実質負担額は令和5年度と変わりません。

(均等割等の内訳)

税金の種類		令和5年度まで	令和6年度から
国税(森林環境税)		なし	1,000円
住民税 均等割	県民税	2,500円	2,000円
	市民税	3,500円	3,000円
均等割等の合計		6,000円	6,000円

※令和6年度の改正により内訳の増減はありますが、均等割等の合計は変わりません。

※所得割が課税となるかたは、右表の金額に所得割が加算されます。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等にかかる所得の課税方式について、これまでは所得税と市・県民税において異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度市・県民税(令和5年分の所得税の確定申告)より、所得税の課税方式と一致させることになりました。この改正により、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

右表のかたを除き、30歳以上70歳未満の国外居住親族について、控除対象扶養親族および非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から除外することとなりました。29歳以下、70歳以上は今まで通りです。

対象者	提出または提示が必要な書類(※1)
留学により非居住者となったかた	留学ビザ等書類(※2)
障がい者	障がい者控除の要件に従う
その居住者からその年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けているかた	送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類

(※1) どの対象者であっても親族関係書類および送金関係書類の提出または提示が必要です。

(※2) 外国政府または外国の地方公共団体が発行した国外居住親族にかかる次の①または②の書類で、その国外居住親族が外国における留学の在留資格に相当する資格を持ってその外国に残留することにより、国内に住所および居所を有しなくなった旨を証するものをいいます(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます)。①外国における査証(ビザ)に類する書類の写し ②外国における在留カードに相当する書類の写し

くわしくは、国税庁ホームページ「令和5年1月以後に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご覧ください。

固定資産の申告等について

市内に事業用資産(償却資産)を所有している個人や法人のかたは償却資産申告書の提出が必要です。

償却資産とは

会社や個人で工場や商店を経営するかたや、駐車場やアパートを貸し付けているかたなどが、その事業のために用いている構築物、船舶、機械、工具、器具、備品などの固定資産を償却資産といい、固定資産税が課税されます。

償却資産の申告

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数など、必要な事項を1月31日までに償却資産の所在地の市町村へ申告することとされています。申告書については、申告の手引きと併せて12月上旬に送付します。

注意事項 過去に取得した償却資産で申告漏れがあった場合、さかのぼって固定資産税(償却資産)を納付していただくこともあります。

また、正当な理由なく申告されない場合は、過料を科せられるほか、延滞金を徴収されることもあります。

家屋を取り壊した場合の届け出

固定資産税は、その年の1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有しているかたに対して課税されます。12月31日までに家屋を取り壊されたかたは、早めに届け出をお願いします。

なお、法務局で滅失登記をされたかたは、届け出の必要はありません。

くわしくは、税務課固定資産税係まで問い合わせてください。